

**改正**

昭和61年6月20日条例第23号

昭和61年12月20日条例第36号

昭和62年12月14日条例第26号

平成元年3月28日条例第25号

平成元年3月28日条例第26号

平成元年6月26日条例第34号

平成元年11月17日条例第45号

平成2年12月13日条例第31号

平成3年3月22日条例第16号

平成3年6月25日条例第27号

平成4年4月1日条例第23号

平成4年9月29日条例第34号

平成4年11月18日条例第36号

平成4年12月15日条例第37号

平成5年3月29日条例第12号

平成5年12月14日条例第30号

平成7年3月23日条例第18号

平成7年6月28日条例第27号

平成7年9月22日条例第33号

平成7年12月13日条例第38号

平成8年9月25日条例第33号

平成8年12月16日条例第34号

平成9年12月15日条例第38号

平成10年3月30日条例第17号

平成10年9月24日条例第34号

平成10年12月16日条例第42号

平成11年3月26日条例第4号

平成11年3月26日条例第8号  
平成11年9月22日条例第26号  
平成12年3月30日条例第3号  
平成12年9月26日条例第38号  
平成12年12月21日条例第40号  
平成13年6月22日条例第28号  
平成14年3月28日条例第23号  
平成15年3月26日条例第19号  
平成16年3月25日条例第26号  
平成17年3月30日条例第54号  
平成18年3月24日条例第9号  
平成20年12月17日条例第54号  
平成21年3月31日条例第23号  
平成23年12月21日条例第41号  
平成24年12月26日条例第69号  
平成26年7月2日条例第29号  
平成27年7月6日条例第24号  
平成30年3月30日条例第4号  
平成30年7月3日条例第42号  
令和元年12月26日条例第36号

## 奈良市営住宅条例

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 市営住宅及び共同施設の設置（第3条）
- 第3章 市営住宅及び共同施設の管理（第4条—第38条の5）
- 第4章 市営住宅の社会福祉事業等への活用（第39条—第43条）
- 第5章 市営住宅のみなし特定公共賃貸住宅としての活用（第44条—第47条）
- 第6章 雑則（第48条—第50条）
- 第7章 罰則（第51条）

### 附則

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、市営住宅及び共同施設の設置及び管理について、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設をいう。
- (2) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第1条に規定する施設をいう。
- (3) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。
- (4) 市営住宅建替事業 市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。

## 第2章 市営住宅及び共同施設の設置

(設置)

**第3条** 市営住宅及び共同施設を別表のとおり設置する。

## 第3章 市営住宅及び共同施設の管理

(入居者の募集方法)

**第4条** 市営住宅の入居者の募集は、公募の方法による。

2 市長は、入居者の公募を次のいずれかの方法によつて行うものとする。

- (1) 市の広報紙
- (2) 新聞等
- (3) 市庁舎その他の市の区域内の適当な場所における掲示

3 前項の公募に当たっては、市長は、市営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略その他必要な事項を公示する。

(公募の例外)

**第5条** 市長は、次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 市営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 市営住宅の建替えによる除却
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却
- (6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定により事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
- (7) 現に市営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があつたこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。
- (8) 市営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。  
(入居者資格等)

**第6条** 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（規則で定める親族に限る。以下この条及び第38条の2第1項において同じ。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けことが困難であると認められる者を除く。）にあつては、この限りでない。

ア 60歳以上の者

イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が（ア）、（イ）又は（ウ）に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ（ア）、（イ）又は（ウ）に掲げる程度であるもの

（ア） 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(イ) 精神障害 (知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 (昭和25年政令第155号) 第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

ウ 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法 (大正12年法律第48号) 別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成6年法律第117号) 第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第1項に規定する支援給付 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成19年法律第127号) 附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。) を受けている者

カ 海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律 (平成13年法律第63号) 第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。) 第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号 (配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。) の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条 (配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。) の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項 (配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合 214,000円

(ア) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当する程度の精神障害者であること。

(イ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が(ア)に規定する精神障害の程度に相当する程度の知的障害者であること。

(ウ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が前号イ(ア)、ウ、エ、カ又はキのいずれかに該当する者であること。

(エ) その者が60歳以上の者であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者であること。

(オ) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円  
(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) 現に市内に住所又は勤務場所を有する者であること。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、市営住宅、改良住宅等(奈良市改良住宅条例(昭和47年奈良市条例第46号)第2条に規定する改良住宅等をいう。)及びコミュニティ住宅(奈良市コミュニティ住宅条例(平成4年奈良市条例第15号)第3条に規定するコミュニティ住宅をいう。)(以下「市営住宅等」という。)に過去に入居又は同居していた場合にあつては、次のいずれにも該当すること。ただし、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、市営住宅等に過去に入居者と同居していた場合において、未成年者であつたことその他の特別の事情がある場合は、この限りでない。

ア 当該市営住宅等に係る家賃等の滞納がないこと。

イ 第38条第1項各号（第2号及び第9号を除く。）に該当したことがないこと。

(7) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、市営住宅等を不法に占有したことがないこと。この場合においては、前号ただし書の規定を準用する。

2 母子・父子世帯向けとして整備した市営住宅に入居することができる者は、前項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）のない者であること。

(2) 現に同居し、又は同居しようとする者（子に限る。）があり、かつ、そのいずれかが20歳未満であること。

(3) 前項第2号から第7号までの条件

3 高齢者向けとして整備した市営住宅に入居することができる者は、第1項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 60歳以上の者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）であること。

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（次のいずれかに該当する者に限る。）があること。

ア 配偶者

イ 18歳未満の者

ウ 重度若しくは中度の身体障害者又は知的障害等の精神的障害を有する者

エ 60歳以上の者（60歳未満であつて、市長が特に必要と認める者を含む。）

(3) 第1項第2号から第7号までの条件

4 心身障害者向けとして整備した市営住宅に入居することができる者は、第1項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

(2) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が次のいずれかに該当する者であること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者で、当該手帳に記載されている身

体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までであるもの

イ 戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

ウ 児童相談所の長、知的障害者更生相談所の長、精神保健センターの長又は精神科の診療に経験を有する医師により、重度若しくは中度の知的障害者と判定された者又はこれと同程度の精神的欠陥を有していると判定された者

(3) 第1項第2号から第7号までの条件

5 シルバーハウジング（高齢者が居住し、かつ、当該居住している高齢者に対して生活援助員によるサービスを提供する住宅をいう。）として整備した市営住宅に入居することができる者は、第1項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 次のいずれかの世帯に属する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）であること。

ア 60歳以上の者の単身世帯

イ 60歳以上の者のみの世帯

ウ 60歳以上の者とその配偶者（以下「高齢者夫婦」という。）のみの世帯

エ 市長が住宅需要を鑑み特に必要と認めるときは、障害者等（第1項第1号イ、ウ、エ、カ又はキのいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）の単身世帯、障害者等のみの世帯、障害者等とその配偶者のみの世帯又は障害者等と60歳以上の者若しくは高齢者夫婦のみの世帯

(2) 第1項第2号から第7号までの条件

6 多子世帯向けとして整備した市営住宅に入居することができる者は、第1項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 18歳未満の児童が3人以上いる世帯に属する者であること。

(2) 第1項第2号から第7号までの条件

7 子育て世帯向けとして整備した市営住宅に入居することができる者は、第1項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

(2) 第1項第2号から第7号までの条件

8 前各項に定めるもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、入居者資格について制



限を加えることができる。

9 第1項第1号ただし書に規定する者の入居を認める市営住宅の規格は、規則で定める。

(入居者資格の特例)

**第7条** 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項(第5号を除く。)から第8項までに定める条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

3 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において同条の災害により滅失した住宅に居住していた者及び当該区域内において実施される都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業その他被災市街地復興特別措置法施行規則(平成7年建設省令第2号)第18条に規定する市街地の整備改善及び住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となつた者については、当該災害の発生した日から起算して3年を経過する日までの間は、前条第1項第3号に掲げる条件を具備する者を同項各号(第5号を除く。)及び同条第8項に掲げる条件を具備する者とみなす。

(入居の申込み)

**第8条** 市営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

(入居者の選考)

**第9条** 前条の申込みをした者の数が入居させるべき戸数を超える場合における入居させるべき者(以下「入居予定者」という。)の選考は、市長が定める公開抽選の方法によつて行うものとする。

2 市長は、前項の規定により選考する場合においては、入居させるべき市営住宅の戸数と同数の入居予定者のほか、当該選考に係る市営住宅が空き住宅となつた場合における入居予定者として順位を定めて適当と認める数の補欠入居予定者を定めるものとする。

(入居者資格の審査)

**第10条** 市長は、前条第1項の規定により入居予定者として選考された者について入居者資格を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定により審査をする場合において必要があると認めるときは、市長が指定す

る職員に、当該入居の申込みをした者に面接させ、必要な事項について調査させることができる。

3 市長は、入居予定者が入居を辞退したとき又は第1項の規定による審査の結果入居者資格を有しない者であることを知つたときは、当該市営住宅に係る前条第2項の補欠入居予定者のうちから補欠順位に従い入居予定者を選考する。

4 前3項の規定は、補欠入居予定者のうちから入居予定者として選考された者について準用する。  
(入居決定の通知)

**第11条** 市長は、入居者を決定したときは、当該入居者と決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し、入居日を指定して、その旨を通知するものとする。

2 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、前項の通知と同時に当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(敷金)

**第12条** 入居決定者は、前条の規定により指定された日（以下「指定入居日」という。）までに敷金を納付しなければならない。

2 前項の敷金の額は、当該入居を決定された市営住宅の入居時における家賃の3箇月分に相当する額とする。

3 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

4 第1項の規定により納付した敷金は、市営住宅を明け渡したときに還付する。この場合において、家賃、共益費（第20条の2第1項に規定する共益費をいう。）、水道料金（第20条の3第1項に規定する水道料金をいう。）その他の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行があるとき、又は損害賠償金があるときは、それらの額を控除するものとする。

5 敷金には、利子を付けない。

6 市長は、災害により著しい損害を受けたことその他特別の事情がある場合において必要があると認める者に対して、敷金の徴収を猶予し、又はその額を減免することができる。

(市営住宅入居請書)

**第13条** 入居決定者は、指定入居日までに連帯保証人を定め、その者と連署した規則で定める市営住宅入居請書を提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合において必要があると

認めるときは、この限りでない。

(連帯保証人)

**第14条** 前条の連帯保証人は、独立の生計を営む者で、市長が適当と認めるものでなければならない。

- 2 前条の連帯保証人を変更しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 3 前条の連帯保証人が保証する極度額（民法（明治29年法律第89号）第465条の2第1項に規定する極度額をいう。）は、前条の規定により市営住宅入居請書を提出した日が属する年度の第17条第3項に規定する近傍同種の住宅の家賃の1年分に相当する額とする。

(入居)

**第15条** 入居決定者は、指定入居日から14日以内に市営住宅に入居しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期間内に入居することができないときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(入居決定の取消し)

**第16条** 市長は、入居決定者が次の各号の一に該当するときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

- (1) 第12条第1項に規定する敷金を納付しないとき。
- (2) 第13条に規定する市営住宅入居請書を提出しないとき。
- (3) 前条に規定する期間内に入居しないとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により、入居の決定を受けたとき。

(家賃)

**第17条** 家賃は、指定入居日から市営住宅を明け渡した日まで徴収する。ただし、第29条第1項、第34条第1項又は第38条第1項の規定による明渡しの請求があつたときは、明渡しの期限又は期日まで（当該明渡しの期限又は期日までに明け渡した場合を除く。）徴収する。

- 2 家賃は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日。ただし、規則で定める方法により納付しようとするときは、この限りでない。）までにその月分を納付しなければならない。ただし、指定入居日の属する月の家賃の納付期限は、当該指定入居日とする。
- 3 毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された入居者の収入（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第26条第1項及び第2項において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。）以下で、令第2条で定めるところにより算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告が

ない場合において、第33条第1項の規定による報告の請求を行つたにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

4 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。

5 法第16条第4項に規定する入居者が次条第1項の規定による収入の申告をすること及び第33条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第3項の規定にかかわらず、当該入居者の毎月の家賃は、毎年度、規則で定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第2条で定めるところにより算出した額とする。

6 月の中途において新たに入居し、又は明け渡した場合におけるその月分の家賃の額は、日割りにより計算した額とする。

7 市長は、入居者又は同居者の収入が著しく低額であるときその他の特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃の徴収を猶予し、又はその額を減免することができる。

(収入の申告等)

**第18条** 入居者は、毎年度、市長に対し、規則で定めるところにより、収入を申告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による収入の申告又は前条第5項の規定による収入の把握に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

3 入居者は、前項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより、市長に意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正するものとする。

(修繕費用の負担)

**第19条** 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除き、市の負担とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、借上げに係る市営住宅の修繕に要する費用については、別に定めるものとする。

3 入居者の責めに帰すべき事由によつて市営住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、第1項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担)

**第20条** 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 畳の表替え、破損ガラスの取替え、障子・ふすま・網戸の張替え等の軽微な修繕に要する費用
- (4) 給水栓その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
- (5) 共同施設の使用に要する費用
- (6) その他市営住宅の使用上当然入居者が負担しなければならない費用  
(共益費)

**第20条の2** 市長は、前条各号の費用のうち、入居者の共通の利益を図るため特に必要があると認めて規則で定める費用を、共益費として入居者から徴収する。

2 第17条（第1項ただし書及び第3項から第5項までを除く。）の規定は、前項の共益費について準用する。

(水道料金)

**第20条の3** 市長は、第20条第1号に掲げる水道及び下水道の使用料のうち、市が設置した貯水槽から給水を行う住戸に係るもの（以下「水道料金」という。）を、入居者から徴収する。

2 毎月分の水道料金は、その翌々月の末日までに納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市営住宅を明け渡したときは、明け渡した日までにその日の属する月の前々月分からその月分までの水道料金を納付しなければならない。ただし、規則で定める方法により納付しようとするときは、この限りでない。

4 水道料金の算定については、奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）及び奈良市下水道条例（昭和51年奈良市条例第16号）の規定の例による。

(給水の停止)

**第20条の4** 市長は、入居者が水道料金を納付期限までに納付しないときは、当該入居者に対し、当該水道料金が納付されるまでの間、給水を停止することができる。

(入居者の保管義務)

**第21条** 入居者は、当該市営住宅及び共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者は、当該市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

3 入居者は、当該市営住宅の用途を変更してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、他の用途に併用することができる。

4 入居者は、当該市営住宅を模様替し、又は増改築してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(同居等の承認)

**第22条** 入居者は、当該市営住宅の入居の際に同居した親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条及び第38条第1項において同じ。）以外の者を同居させようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしてはならない。ただし、第2号又は第3号に掲げる場合において、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居した際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。

(1) 入居者が同居させようとする者が暴力団員であるとき。

(2) 当該承認による同居の後における当該入居者の収入が第6条第1項第2号に掲げる金額を超えるとき。

(3) その他規則で定めるとき。

3 入居者は、当該市営住宅を引き続き20日以上使用しないこととなるときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(入居の承継)

**第23条** 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、市長の承認を受けて、引き続き、当該市営住宅に居住することができる。

2 第13条の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしてはならない。ただし、第2号又は第3号に掲げる場合において、入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該同居していた者を引き続き当該市営住宅に入居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該承認を受けようとする者又はその者と現に同居している者が暴力団員であるとき。

(2) 当該承認を受けようとする者の当該承認の後における収入が令第9条第1項に規定する金額を超えるとき。

(3) その他規則で定めるとき。

(原状回復等)

**第24条** 入居者は、自己の責めに帰すべき事由によつて当該市営住宅又は共同施設を滅失し、又は損傷したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はこれによつて生じた損害を賠償しなければならない。

2 市長は、特別の事情により必要があると認めるときは、前項の規定による入居者の義務の全部又は一部を免除することができる。

(迷惑行為の禁止)

**第25条** 入居者は、周辺環境を害し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、当該行為の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(収入超過者等の認定)

**第26条** 市長は、入居者が市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において第18条第2項の規定により認定した当該入居者の収入の額が第6条第1項第2号に掲げる金額を超えるときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。

2 市長は、入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合において第18条第2項の規定により認定した当該入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超えるときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知するものとする。

3 入居者は、前2項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより、市長に意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正するものとする。

(収入超過者の明渡し努力義務)

**第27条** 前条第1項の規定により収入超過者として認定された入居者(以下「収入超過者」という。)は、市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

**第28条** 収入超過者は、第17条第3項の規定にかかわらず、第26条第1項の規定による認定に係る期間(当該収入超過者が当該期間中に市営住宅を明け渡した場合は、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡した日までの間)について、毎月、市長が当該収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第2項で定めるところにより算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 法第16条第4項に規定する入居者の収入の額が、第26条第1項に該当する場合において第18条第1項の規定による収入の申告をすること及び第33条第1項の規定による報告の請求に応じるこ

とが困難な事情にあると認めるときは、第17条第3項及び前項の規定にかかわらず、当該入居者の毎月の家賃は、毎年度、第17条第5項の規則で定める方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項において準用する同条第2項に規定する方法により算出した額とする。

3 第17条（第3項から第5項までを除く。）の規定は、前2項の家賃について準用する。

（高額所得者に対する明渡し請求）

**第29条** 市長は、第26条第2項の規定により高額所得者として認定された入居者（以下「高額所得者」という。）に対し、期限を定めて、市営住宅の明渡しを請求するものとする。ただし、当該高額所得者が第4項各号に掲げる事情がある場合においては、その者の申出により、当該明渡しの請求を猶予することができる。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6箇月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号に掲げる事情がある場合においては、その者の申出により、同項の期限を延長することができる。

（1）入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

（2）入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

（3）入居者又は同居者が近い将来において退職する等の事由により収入が著しく減少することが予想されるとき。

（4）その他特別の事情があるとき。

（高額所得者に対する家賃等）

**第30条** 高額所得者は、第17条第3項及び第5項並びに第28条第1項及び第2項の規定にかかわらず、第26条第2項の規定による認定に係る期間（当該高額所得者が当該期間中に市営住宅を明け渡した場合は、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡した日までの間）について、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 市長は、前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。



3 第17条（第3項から第5項までを除く。）の規定は第1項の家賃について、同条第6項の規定は前項の金銭について、それぞれ準用する。

（住宅のあつせん等）

**第31条** 市長は、収入超過者又は高額所得者から申出があつた場合その他必要があると認める場合においては、他の公的資金による住宅への入居のあつせん等を行うものとする。

（期間通算）

**第32条** 市長が第7条第1項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第26条から前条までの規定の適用については、その者が市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき市営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が第35条の規定による申出をした者を市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居させた場合における第26条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき市営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

（収入状況の報告の請求等）

**第33条** 市長は、第12条第6項の規定による敷金の徴収の猶予若しくは減免、第17条第3項若しくは第5項、第28条第1項若しくは第2項若しくは第30条第1項の規定による家賃の決定、第17条第7項（第28条第3項又は第30条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃の徴収の猶予若しくは減免、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第31条の規定によるあつせん等又は第35条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、住宅監理員その他の職員を指定して、前項に定める権限を行わせることができる。

3 市長又は前項の規定により指定された職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は第1項の規定による請求の目的の範囲を超えてこれを利用してはならない。

（市営住宅建替事業による明渡し請求）

**第34条** 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする市営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求するものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を

明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる。

4 第17条第6項の規定は、前項の金銭について準用する。

(新たに整備される市営住宅への入居)

**第35条** 前条第1項の規定による明渡しの請求を受けた入居者は、法第40条第1項の規定により、当該市営住宅建替事業により新たに整備される市営住宅への入居を希望するときは、市長に入居の申出をしなければならない。

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

**第36条** 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第17条第3項若しくは第5項、第28条第1項若しくは第2項又は第30条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

**第37条** 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第17条第3項若しくは第5項、第28条第1項若しくは第2項又は第30条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(その他の明渡し請求)

**第38条** 市長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、当該入居者に対し当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によつて入居したとき。
- (2) 家賃を3箇月以上滞納したとき。
- (3) 市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (4) 第21条の規定に違反したとき。

- (5) 第22条第1項の規定による承認を受けずに入居の際に同居した親族以外の者を同居させたとき。
- (6) 第22条第3項の規定による承認を受けず引き続き20日以上市営住宅を使用しないとき。
- (7) 第25条第2項の規定による命令に違反したとき。
- (8) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が暴力団員であることが判明したときを含む。）。
- (9) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、市長が指定する期日までに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から前項の期日（同項の期日までに明け渡した場合は、当該明け渡した日）までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付けた額の金銭を、同項の期日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。

4 市長は、第1項第2号から第8号までの規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対し、第2項の期日の翌日から当該市営住宅を明け渡す日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。

5 第17条第6項の規定は、前2項の金銭について準用する。

（意見聴取等）

**第38条の2** 市長は、必要があると認めるときは、次に掲げる者が暴力団員であるかどうかについて、奈良県奈良警察署長の意見を聴くものとする。

- (1) 入居予定者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族
- (2) 第22条第1項の市長の承認を受けて入居者が同居させようとする者
- (3) 第23条第1項の市長の承認を受けて引き続き市営住宅に居住しようとする者及びその者と現に同居している者

2 市長は、特に必要があると認めるときは、入居者又は同居者が暴力団員であるかどうかについて、奈良県奈良警察署長の意見を聴くことができる。

3 奈良県奈良警察署長は、必要があると認めるときは、入居者又は同居者が暴力団員であるかど

うかについて、市長に対して意見を述べることができる。

(駐車場の使用資格)

**第38条の2の2** 別表の2の表の共同施設の駐車場（以下「駐車場」という。）を使用することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 当該駐車場の属する市営住宅の入居者又は同居者であつて、自ら使用するため駐車場を必要としていること。ただし、介護等専ら当該市営住宅の入居者又は同居者のために使用する必要があると認められるときは、この限りでない。
- (2) 自動車の所有者又は自動車を使用する権利を有する者であること。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反していないこと。

(駐車場の使用申込み)

**第38条の3** 駐車場を使用しようとするときは、入居者は、市長の定めるところにより使用の申込みをしなければならない。

(駐車場使用者の選考)

**第38条の4** 前条の申込みをした者の数が使用させるべき駐車場の区画数を超える場合においては、市長が定める公開抽選の方法によつて駐車場の使用者を決定する。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、身体障害者その他の者で駐車場の使用が特に必要と認められるものについては、その者を優先的に駐車場の使用者として決定することができる。

(使用者決定の通知)

**第38条の4の2** 市長は、駐車場の使用者を決定したときは、入居者に対し、駐車場の使用を開始できる日と区画を指定して、その旨を通知するものとする。

(駐車場敷金)

**第38条の4の3** 前条の通知を受けた入居者（以下次条から第38条の4の9までにおいて同じ。）は、前条の規定により指定された日（以下「指定使用日」という。）までに駐車場敷金を納付しなければならない。

- 2 前項の駐車場敷金の額は、当該使用を決定された駐車場の使用料（以下この条、第38条の4の5及び第38条の4の9において「使用料」という。）の3箇月分に相当する額とする。
- 3 第1項の規定により納付した駐車場敷金は、駐車場を返還したときに還付する。この場合において、使用料について未納の額があるとき、又は損害賠償金があるときは、それらの額を控除するものとする。
- 4 市長は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、駐車場敷金の徴収を猶予

し、又はその額を減免することができる。

5 第12条第5項の規定は、第1項の駐車場敷金について準用する。

(駐車場使用請書)

**第38条の4の4** 入居者は、指定使用日までに規則で定める駐車場使用請書を市長に提出しなければならない。

(駐車場使用料)

**第38条の4の5** 使用料は、指定使用日から駐車場を返還した日まで、入居者から徴収する。ただし、第38条の4の9第1項の規定による駐車場の使用の決定の取消し又は駐車場の返還の命令があつたときは、取消日又は返還の期日まで（当該返還の期日までに返還した場合を除く。）徴収する。

2 毎月の使用料は、1区画につき2,500円とする。

3 市長は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の徴収を猶予し、又はその額を減免することができる。

4 第17条第2項及び第6項の規定は、第1項の使用料について準用する。

5 入居者が次条の規定による届出をしないで無断で駐車場の使用をやめた場合においては、第1項の規定にかかわらず、市長がその事実を知つた日までの使用料を徴収する。

(駐車場の返還)

**第38条の4の6** 入居者は、駐車場を返還しようとするときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(駐車の拒否)

**第38条の4の7** 市長は、次の各号の一に該当する自動車については、駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車させることができない自動車
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載している自動車
- (3) 駐車場の構造又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められる自動車
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認められる自動車

(駐車場における禁止行為)

**第38条の4の8** 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の構造又は設備を毀損し、又は滅失すること。

- (3) 駐車を自動車の駐車以外の用途に供すること。
- (4) 駐車を第三者に転貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。  
(駐車場使用決定の取消し等)

**第38条の4の9** 市長は、駐車場の管理上必要があると認めるとき、又は次の各号の一に該当するときは、入居者に対し、駐車場の使用決定を取り消し、又は駐車場の返還を命ずることができる。

- (1) 入居者が第38条の4の3第1項に規定する駐車場敷金を納付しないとき。
- (2) 入居者が第38条の4の4に規定する駐車場使用請書を提出しないとき。
- (3) 入居者が偽りその他不正の手段により、使用決定を受けたとき。
- (4) 入居者が使用料を3箇月以上滞納したとき。
- (5) 使用者が正当な事由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
- (6) 入居者又は使用者が駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。
- (7) 入居者又は使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (8) 入居者が当該駐車場の属する市営住宅に入居しなくなつたとき。
- (9) 第38条の2の2第1号本文に規定する場合には、使用者が当該駐車場の属する市営住宅に入居又は同居しなくなつたとき。
- (10) 第38条の2の2第1号ただし書に規定する場合には、その必要がなくなつたとき。

2 前項の規定により駐車場の返還の命令を受けた入居者は、市長が指定する期日までに当該駐車場を返還しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による返還の命令を受けた入居者が前項の期限が到来しても駐車場を返還しないときは、入居者に対して、前項の期日の翌日から当該駐車場を返還するまでの期間について、毎月、第38条の4の5第2項に規定する使用料の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。

4 第17条第6項の規定は、前項の金銭について準用する。

(市の損害賠償責任)

**第38条の4の10** 駐車場の自動車の損傷又は盗難等については、市は、その賠償の責めを負わない。ただし、当該自動車の保管に関し市が善良なる管理者の注意を怠つたときは、この限りでない。

(委任)

**第38条の5** 共同施設の管理については、法令及びこの条例に定めるもののほか、市長が定めると

ころによる。

#### 第4章 市営住宅の社会福祉事業等への活用

(社会福祉法人等に対する使用許可)

**第39条** 市長は、法第45条第1項に規定する社会福祉法人等（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該市営住宅を社会福祉法人等に使用させることができる。

- 2 社会福祉法人等は、前項の規定により市営住宅を使用しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の許可に条件を付けることができる。
- 4 市長は、第2項の許可をすることを決定したときは、当該社会福祉法人等に対して、許可する旨とともに使用開始日を通知するものとする。
- 5 市長は、第2項の許可をしないことを決定したときは、当該社会福祉法人等に対して、許可しない旨とともにその理由を通知するものとする。

(社会福祉法人等に対する使用料)

**第40条** 前条第2項の許可を受けた社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

- 2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収する家賃相当額の合計額は、前項の市長が定める額を超えてはならない。

(社会福祉法人等に対する報告の請求)

**第41条** 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うため必要があると認めるときは、社会福祉法人等に対して、当該市営住宅の使用状況の報告を求めることができる。

(社会福祉法人等に対する使用許可の取消し)

**第42条** 市長は、次のいずれかに該当するときは、第39条第2項の規定による許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が第39条第3項の条件に違反したとき。
- (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

(準用)

**第43条** 社会福祉法人等による市営住宅の使用については、第12条、第15条、第17条第1項、第2

項及び第6項、第19条から第21条まで、第22条第3項、第24条、第25条並びに第34条の規定を準用する。この場合において、第12条第1項中「入居決定者」とあるのは「第39条第4項の通知を受けた社会福祉法人等」と、「指定入居日」とあるのは「指定使用開始日」と、第15条中「入居決定者は、指定入居日」とあるのは「社会福祉法人等は、指定使用開始日」と、第17条第1項中「家賃は、指定入居日」とあるのは「使用料は、指定使用開始日」と、「第29条第1項、第34条第1項又は第38条第1項」とあるのは「第34条第1項」と、同条第2項中「家賃」とあるのは「使用料」と、「指定入居日」とあるのは「指定使用開始日」と、同条第6項中「家賃」とあるのは「使用料」と、第19条から第21条まで、第22条第3項、第24条、第25条及び第34条中「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と読み替えるものとする。

## 第5章 市営住宅のみなし特定公共賃貸住宅としての活用

(みなし特定公共賃貸住宅としての市営住宅の使用)

**第44条** 市長は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。次条において「特定優良賃貸住宅法」という。）第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により市営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該市営住宅をこれらの者に使用させることができる。

(みなし特定公共賃貸住宅の入居者資格)

**第45条** 前条の規定により市営住宅を使用することができる者は、第6条の規定にかかわらず、同条第1項第5号に掲げる条件を具備し、かつ、特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又はロのいずれかに該当する者とする。

(みなし特定公共賃貸住宅の家賃)

**第46条** 第44条の規定により使用に供される市営住宅の毎月の家賃は、当該市営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。

(準用)

**第47条** 第44条の規定による市営住宅の使用については、第4条、第5条、第8条から第16条まで、第17条（第3項から第5項までを除く。）、第19条から第21条まで、第22条（第2項第2号及び第3号を除く。）、第23条（第3項第2号及び第3号を除く。）、第24条、第25条及び第33条から第38条の2までの規定を準用する。この場合において、第17条第1項ただし書中「第29条第1項、第34条第1項」とあるのは「第34条第1項」と、第33条中「第12条第6項の規定による敷金



の徴収の猶予若しくは減免、第17条第3項若しくは第5項、第28条第1項若しくは第2項若しくは第30条第1項の規定による家賃の決定、第17条第7項（第28条第3項又は第30条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃の徴収の猶予若しくは減免、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第31条の規定によるあつせん等又は第35条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第46条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

## 第6章 雑則

（住宅監理員及び管理人）

**第48条** 法第33条第1項の規定に基づき、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため、住宅監理員を置く。

2 市長は、住宅監理員の職務を補助させるため、住宅管理人を置くことができる。

3 住宅管理人は、住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。

（立入検査）

**第49条** 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、立入検査員証を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（その他）

**第50条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第7章 罰則

（罰則）

**第51条** 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃、敷金、駐車場の使用料又は駐車場敷金の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(奈良市公営住宅条例等の廃止)

2 次に掲げる条例（以下「旧条例」という。）は、廃止する。

- (1) 奈良市公営住宅条例（昭和27年奈良市条例第16号）
- (2) 奈良市母子住宅条例（昭和45年奈良市条例第4号）
- (3) 奈良市営住宅及び厚生住宅条例（昭和39年奈良市条例第26号）
- (4) 奈良市営住宅使用条例（昭和3年奈良市条例第1号）
- (5) 奈良市厚生住宅使用条例（昭和25年奈良市条例第21号）

(経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に既に旧条例の規定に基づきなされた許可、承認その他の処分は、この条例の相当規定によりなされた許可、承認その他の処分とみなす。

4 第11条第1項及び第2項の規定は、施行日以後に市営住宅に入居する者から適用し、施行日前に市営住宅に入居した者については、なお従前の例による。

5 第11条第3項及び第4項の規定の適用については、施行日前に既に旧条例の規定に基づき納付された敷金及び保証金は、同条第1項の規定により納付された敷金とみなす。

6 第12条及び第13条の規定は、施行日以後に入居決定者が定め、又は入居者が変更する連帯保証人から適用し、施行日前に旧条例の規定に基づき定めたものについては、なお従前の例による。

7 施行日前に既に旧条例の規定に基づき提出された請書及び借宅証書は、第12条の規定により提出された請書とみなす。

8 施行日において、現に母子向住宅及び第2条第2号イに該当する住宅に入居している者に対する第22条から第24条までの規定の適用については、昭和61年4月1日を入居日とする。

9 施行日において、現に旧条例の規定に基づいてなされている申請その他の手続は、この条例の相当規定によりなされている申請その他の手続とみなす。

(入居者資格としての収入の条件、家賃等に関する経過措置)

10 平成21年4月1日前に市営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る第6条第1項第2号に掲げる入居者資格としての収入の条件について、同項（同項第2号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合においては、同号中「同条第5項第1号」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）による改正前の令（以下「旧令」という。）第6条第5項第1号」と、「令第6条第5項第2号」とあるのは「旧令第6条第5項第2号」と、「令第6条第5項第3号」とあるのは「旧令第6条第5項第3号」とする。第5条に規定する事由が

ある場合において同日前に市営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該市営住宅の入居の申込みをした者に係る第6条第1項第2号に掲げる入居者資格としての収入の条件についても、同様とする。

11 平成21年4月1日において現に市営住宅に入居している者で第17条第3項本文の規定による当該市営住宅の毎月の家賃の額が同項本文の規定による当該市営住宅の平成21年3月の家賃の額を超えるものに係る毎月の家賃について、同項の規定を適用する場合には、平成21年度から平成24年度までの間は、同項中「令第2条」とあるのは、「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）附則第3条」とする。

12 平成21年4月1日において現に市営住宅に入居している者に係る収入超過者としての認定のための収入の条件、高額所得者としての認定のための収入の条件及び収入超過者に対する家賃の算定方法について、第26条第1項及び第2項並びに第28条第1項を適用する場合には、平成26年3月31日までの間は、第26条第1項中「第6条第1項第2号」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）による改正前の令第6条第5項」とし、同条第2項中「令第9条」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）による改正前の令第9条」とし、第28条第1項中「令第8条第2項」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）による改正前の令第8条第2項」とする。

#### 附 則（昭和61年6月20日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和61年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日に市営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る奈良市営住宅条例第6条第1項第2号に規定する収入の基準については、この条例による改正後の奈良市営住宅条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。奈良市営住宅条例第5条に規定する事由がある場合においてこの条例の施行の前日に市営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該市営住宅の入居の申込みをした者に係る奈良市営住宅条例第6条第1項第2号に規定する収入の基準についても、同様とする。

#### 附 則（昭和61年12月20日条例第36号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

#### 附 則（昭和62年12月14日条例第26号）

改正

平成元年3月28日条例第26号

平成2年12月13日条例第31号

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市営住宅条例（以下「改正後の条例」という。）別表の1の表の規定は、昭和63年4月以後の月分の家賃から適用し、同年3月分までの家賃については、なお従前の例による。

(昭和63年4月から平成4年3月までの月分の家賃の額の特例)

- 3 昭和63年4月から平成4年3月までの月分の次の表の名称の欄に掲げる市営住宅の家賃の額については、改正後の条例別表の1の表及び前項の規定にかかわらず、次の表の家賃（月額）欄に定める区分に応じ、それぞれ同表のとおりとする。

名称	戸数	家賃（月額）				種別、構造、建設年度等
		昭和63年4月から平成元年3月までの月分	平成元年4月から平成2年3月までの月分	平成2年4月から平成3年3月までの月分	平成3年4月から平成4年3月までの月分	
第2号市営住宅		円	円	円	円	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造平家建（昭和40年）
	20	2,400	2,600	2,800	3,000	
	41	2,400	2,600	2,800	3,000	
	18	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構

						造平家建（昭和42年）
	18	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造平家建（昭和44年）
	12	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造平家建（昭和45年）
	8	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造平家建（昭和46年）
	10	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造平家建（昭和47年）
	24	2,900	3,300	3,600	3,900	第2種ア・同和対策向・耐火構造3階建（昭和47年）
	10	3,200	3,600	4,000	4,400	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造2階建（昭和48年）
第3号市営住宅	18	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造平家建（昭和42年）

	14	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造平家建（昭和43年）
第4号市営住宅	24	4,600	5,300	6,000	6,600	第1種・耐火構造3階建（昭和26年）
	24	5,000	5,700	6,400	7,000	第1種・耐火構造3階建（昭和28年）
	16	2,200	2,600	3,000	3,300	第2種ア・小家族向・簡易耐火構造平家建（昭和30年）
	20	4,700	5,300	5,900	6,500	第2種ア・簡易耐火構造平家建（昭和38年）
第9号市営住宅	18	4,900	5,700	6,400	7,100	第1種・簡易耐火構造2階建（昭和33年）
	22	5,100	5,900	6,600	7,300	第1種・簡易耐火構造2階建（昭和34年）
	24	5,200	5,900	6,600	7,300	第1種・簡易耐火構造2階建（昭和35年）
	24	5,600	6,300	7,000	7,700	第1種・簡易耐火構造2階建（昭和36年）

第10号市営 住宅	20	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対 策向・簡易耐火構 造平家建（昭和39 年）
	20	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対 策向・簡易耐火構 造平家建（昭和40 年）
	10	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対 策向・簡易耐火構 造平家建（昭和42 年）
	10	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対 策向・簡易耐火構 造平家建（昭和43 年）
	10	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対 策向・簡易耐火構 造平家建（昭和44 年）
	15	6,600	7,300	8,000	8,700	第2種ア・簡易耐 火構造平家建（昭 和44年）
	20	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対 策向・簡易耐火構 造平家建（昭和45 年）
	22	3,200	3,600	4,000	4,400	第2種ア・同和対 策向・簡易耐火構

						造2階建（昭和48年）
	28	3,200	3,600	4,000	4,400	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造2階建（昭和49年）
	15	3,600	4,100	4,600	5,100	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造2階建（昭和50年）
	7	4,900	5,800	6,600	7,400	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造2階建（昭和51年）
	24	4,900	5,800	6,600	7,400	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造2階建（昭和52年）
第11号市営住宅	10	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造平家建（昭和39年）
	10	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造平家建（昭和39年）
	4	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造平家建（昭和41年）



						年)
10	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造平家建（昭和44年）	
10	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造平家建（昭和46年）	
10	3,200	3,600	4,000	4,400	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造2階建（昭和48年）	
5	3,600	4,100	4,600	5,100	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造2階建（昭和49年）	
10	3,600	4,100	4,600	5,100	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造2階建（昭和50年）	
3	4,900	5,800	6,600	7,400	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造2階建（昭和51年）	
10	4,900	5,800	6,600	7,400	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造2階建（昭和51年）	

	10	5,400	6,100	6,800	7,500	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造2階建（昭和55年）
第12号市営住宅	20	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造平家建（昭和40年）
	7	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造平家建（昭和42年）
	2	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造平家建（昭和44年）
	10	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造平家建（昭和45年）
	15	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造平家建（昭和46年）
	20	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造平家建（昭和47年）
	30	3,600	4,100	4,600	5,100	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造平家建（昭和48年）

						策向・簡易耐火構造 2 階建 (昭和49年)
第13号市営住宅	10	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造平家建 (昭和41年)
	2	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造平家建 (昭和42年)
	2	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造平家建 (昭和43年)
	6	4,900	5,800	6,600	7,400	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造 2 階建 (昭和52年)
	10	5,400	6,100	6,800	7,500	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造 2 階建 (昭和55年)
第14号市営住宅	25	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造平家建 (昭和41年)
	4	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造

						造平家建（昭和42年）
	6	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造平家建（昭和47年）
第15号市営住宅	4	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造平家建（昭和42年）
	4	2,400	2,600	2,800	3,000	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造平家建（昭和43年）
第16号市営住宅	20	3,900	4,400	4,900	5,300	第2種ア・母子家庭向・耐火構造4階建（昭和44年）
第18号市営住宅	30	11,000	11,500	12,000	12,500	第1種・耐火構造5階建（昭和46年）
	30	8,300	8,800	9,200	9,600	第2種ア・耐火構造5階建（昭和46年）
	30	11,000	11,500	12,000	12,500	第1種・耐火構造5階建（昭和47年）
	30	8,300	8,800	9,200	9,600	第2種ア・耐火構造5階建（昭和47年）

	30	17,500	18,200	18,800	19,400	第1種・耐火構造 5階建（昭和48年）
	16	17,500	18,200	18,800	19,400	第1種・耐火構造 4階建（昭和48年）
第19号市営住宅	15	3,600	4,100	4,600	5,100	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造 2階建（昭和50年）
	10	4,900	5,800	6,600	7,400	第2種ア・同和対策向・簡易耐火構造 2階建（昭和52年）
第21号市営住宅	10	7,000	8,000	9,000	10,000	第1種・同和対策向・耐火構造 6階建（昭和60年）
	50	5,500	6,300	7,100	7,900	第2種ア・同和対策向・耐火構造 6階建（昭和60年）

附 則（平成元年3月28日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第6条第2項及び第11条第1項の改正規定並びに次項の規定は、平成元年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市営住宅条例第11条第1項の規定は、平成元年4月1日以後に母子向住宅に入居する者について適用し、同日前に母子向住宅に入居した者については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月28日条例第26号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

**附 則**（平成元年6月26日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成元年11月17日条例第45号）

この条例は、平成元年12月1日から施行する。

**附 則**（平成2年12月13日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

（家賃の額の特例）

2 この条例による改正後の「奈良市営住宅条例」（以下「改正後の条例」という。）第5条第3号の規定により改正後の条例別表の1の表の第5号市営住宅に入居する者に係るこの条例の施行の日の属する月（以下「施行月」という。）から平成9年3月までの月分の家賃の額については、改正後の条例別表の1の表の規定にかかわらず、次の表の家賃（月額）欄に定める区分に応じ、それぞれ同表のとおりとする。

名称	家賃（月額）						種別、構造、建設年度等
	施行月から平成4年3月までの月分	平成4年4月から平成5年3月までの月分	平成5年4月から平成6年3月までの月分	平成6年4月から平成7年3月までの月分	平成7年4月から平成8年3月までの月分	平成8年4月から平成9年3月までの月分	
第5号市営住宅	円 10,000	円 15,000	円 18,000	円 22,000	円 28,000	円 34,000	第1種・耐火構造6階建・3LDK（平成2年）
	円 9,500	円 12,800	円 15,300	円 18,700	円 23,800	円 28,900	第1種・耐火構造6階建・2LDK（平成2年）

	8,500	11,300	13,500	16,500	21,000	25,500	第2種ア・耐火構造6階建・3LDK（平成2年）
	7,500	9,800	11,700	14,300	18,200	22,100	第2種ア・耐火構造6階建・2LDK（平成2年）

（奈良市営住宅条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 奈良市営住宅条例の一部を改正する条例（昭和62年奈良市条例第26号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

**附 則**（平成3年3月22日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前日に市営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る奈良市営住宅条例第6条第1項第2号に規定する収入の基準については、この条例による改正後の奈良市営住宅条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。奈良市営住宅条例第5条に規定する事由がある場合において同日前に市営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該市営住宅の入居の申込みをした者に係る奈良市営住宅条例第6条第1項第2号に規定する収入の基準についても、同様とする。

**附 則**（平成3年6月25日条例第27号）

この条例は、平成3年7月1日から施行する。

**附 則**（平成4年4月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

**附 則**（平成4年9月29日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成4年11月18日条例第36号）

この条例は、平成4年12月1日から施行する。

**附 則**（平成4年12月15日条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

（家賃の額の特例）

- 2 第1条の規定による改正後の奈良市営住宅条例第5条第2号の規定により同条例別表の1の表の第11号市営住宅（平成3年度建設分に限る。）に入居する者に係る第1条の規定の施行の日の属する月（以下「施行月」という。）から平成8年3月までの月分の家賃の月額については、同表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- （1） 施行月から平成5年3月までの月分 4,800円
- （2） 平成5年4月から平成6年3月までの月分 6,500円
- （3） 平成6年4月から平成7年3月までの月分 8,200円
- （4） 平成7年4月から平成8年3月までの月分 9,900円

**附 則**（平成5年3月29日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成5年12月14日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条及び第3条の規定は規則で定める日から施行する。

（家賃の額の特例）

- 2 第2条の規定による改正後の奈良市営住宅条例第5条第2号の規定により同条例別表の1の表の第10号市営住宅（平成4年度建設分に限る。）及び第12号市営住宅（平成4年度建設分に限る。）に入居する者に係る第2条の規定の施行の日の属する月（以下「施行月」という。）から平成8年3月までの月分の家賃の月額については、同表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- （1） 施行月から平成6年3月までの月分 6,500円
- （2） 平成6年4月から平成7年3月までの月分 8,200円
- （3） 平成7年4月から平成8年3月までの月分 9,900円

**附 則**（平成7年3月23日条例第18号）



(施行期日)

- 1 この条例中、第1条及び次項の規定は平成7年4月1日から、第2条、第3条及び附則第3項の規定は規則で定める日から施行する。

(家賃の額の特例)

- 2 奈良市営住宅条例第5条第2号の規定により第1条の規定による改正後の奈良市営住宅条例別表の1の表の第14号市営住宅に入居する者に係る平成7年4月から平成8年3月までの月分の家賃の月額については、同表の規定にかかわらず、9,900円とする。
- 3 奈良市営住宅条例第5条第2号の規定により第2条の規定による改正後の奈良市営住宅条例別表の1の表の第11号市営住宅（平成6年度建設分に限る。）に入居する者に係る同条の規定の施行の日の属する月から平成8年3月までの月分の家賃の月額については、同表の規定にかかわらず、9,900円とする。

附 則（平成7年6月28日条例第27号）

### 改正

平成9年12月15日条例第38号

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年9月22日条例第33号）

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(家賃の額の特例)

- 2 奈良市営住宅条例第5条第2号の規定により、第1条の規定による改正後の奈良市営住宅条例別表の1の表の第10号市営住宅（平成6年度建設分に限る。）に入居する者に係る同条の規定の施行の日の属する月から平成8年3月までの月分の家賃の月額については、同表の規定にかかわらず、9,900円とする。
- 3 奈良市営住宅条例第5条第2号の規定により、第2条の規定による改正後の奈良市営住宅条例別表の1の表の第10号市営住宅（第1条の規定により新設されたものを除き、平成6年度建設分に限る。）に入居する者に係る第2条の規定の施行の日の属する月から平成8年3月までの月分の家賃の月額については、同表の規定にかかわらず、9,900円とする。
- 4 奈良市営住宅条例第5条第2号の規定により、第3条の規定による改正後の奈良市営住宅条例別表の1の表の第12号市営住宅（平成6年度建設分に限る。）に入居する者に係る同条の規定の施行の日の属する月から平成8年3月までの月分の家賃の月額については、同表の規定にかかわ

らず、9,900円とする。

**附 則**（平成7年12月13日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成8年9月25日条例第33号）

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表の1の表第7号市営住宅の項の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成8年12月16日条例第34号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

**附 則**（平成9年6月25日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成9年12月15日条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第8項の規定は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の奈良市営住宅条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づいて設置された市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、この条例による改正後の奈良市営住宅条例（以下「新条例」という。）第4条第3項、第6条、第7条、第12条第3項、第17条、第18条、第23条、第26条から第37条まで並びに第38条第1項第2号及び第7号、第3項並びに第4項の規定は適用せず、旧条例第4条第3項、第6条、第11条第3項、第16条、第22条から第26条まで、第27条第1項第2号及び第3項、別表並びに附則第10項及び第11項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 前項の市営住宅については、平成10年3月31日までの間は、新条例第5条の規定は適用せず、旧条例第5条第8号中「他の市営住宅の入居者が世帯構成に異動があつたことにより当該市営住宅に」とあるのは、「現に市営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があつたこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことにより、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が」として、同条の規定の例による。
- 4 新条例第17条第3項、第28条第1項又は第30条第1項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第2項の市営住宅又は共同施設については、同項の規定にかかわらず、

平成10年3月31日以前においても、新条例の例によりすることができる。

- 5 平成10年4月1日において現に附則第2項の市営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第17条第3項又は第6項の規定による家賃の額が旧条例第16条第3項又は第5項の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第17条第3項又は第6項の規定による家賃の額から旧条例第16条第3項又は第5項の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、同条第3項又は第5項の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第28条又は第30条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額が旧条例第16条第3項又は第5項の規定による家賃の額に旧条例第23条第2項又は第4項の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては新条例第28条又は第30条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額から旧条例第16条第3項又は第5項の規定による家賃の額及び旧条例第23条第2項又は第4項の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第16条第3項又は第5項の規定による家賃の額及び旧条例第23条第2項又は第4項の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.5
平成12年度	0.75

- 6 平成10年4月1日において、附則第2項の市営住宅に市長の承認を得て居住している者は、新条例第23条の市長の承認を受けたものとみなす。

- 7 平成10年4月1日前に旧条例の規定によってした請求、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。

(奈良市営住宅条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 8 奈良市営住宅条例の一部を改正する条例（平成7年奈良市条例第27号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(奈良市改良住宅条例の一部改正)

- 9 奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(奈良市改良住宅条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 この条例の公布の日前にこの条例による改正前の奈良市改良住宅条例の規定によってした請求、  
手続その他の行為は、この条例による改正後の奈良市改良住宅条例の相当規定によってしたものとみなす。

(奈良市コミュニティ住宅条例の一部改正)

- 11 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(奈良市コミュニティ住宅条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 この条例の公布の日前にこの条例による改正前の奈良市コミュニティ住宅条例の規定によってした請求、手続その他の行為は、この条例による改正後の奈良市コミュニティ住宅条例の相当規定によってしたものとみなす。

**附 則**（平成10年3月30日条例第17号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

**附 則**（平成10年9月24日条例第34号）

この条例は、平成10年11月30日から施行する。

**附 則**（平成10年12月16日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成11年3月26日条例第4号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成11年3月26日条例第8号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成11年9月22日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成12年3月30日条例第3号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年9月26日条例第38号）

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

**附 則**（平成12年12月21日条例第40号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則**（平成13年 6 月22日条例第28号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

**附 則**（平成14年 3 月28日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の 2 の表の改正規定は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成15年 3 月26日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条第 2 項の改正規定は平成15年 4 月 1 日から、第 3 章中第38条の次に 4 条を加える改正規定（第38条の 3 に係る部分に限る。）及び別表の 2 の表の改正規定は規則で定める日から施行する。

（奈良市改良住宅条例の一部改正）

- 2 奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（奈良市コミュニティ住宅条例の一部改正）

- 3 奈良市コミュニティ住宅条例（平成 4 年奈良市条例第15号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

**附 則**（平成16年 3 月25日条例第26号）

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成17年 3 月30日条例第54号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に既に都祁村営住宅管理条例（平成 9 年都祁村条例第14号。以下「都祁村条例」という。）の規定に基づきなされた許可、承認その他の処分は、施行日以後においては、この条例による改正後の奈良市営住宅条例（以下「新条例」という。）の相当規定によりなされた許可、承認その他の処分とみなす。
- 3 施行日において、現に都祁村条例の規定に基づいてなされている申請その他の手続は、施行日以後においては、新条例の相当規定によりなされた申請その他の手続とみなす。
- 4 施行日において現に新条例別表に規定する第22号市営住宅及び第23号市営住宅に入居している者の平成17年度から平成19年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第17条第 3 項、

第28条第1項又は第30条第1項の規定による家賃の額が都祁村条例第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定による家賃の額を超える場合にあつては、新条例第17条第3項、第28条第1項及び第30条第1項の規定にかかわらず、これらの規定による家賃の額から都祁村条例第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、都祁村条例第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定による家賃の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成17年度	0.25
平成18年度	0.5
平成19年度	0.75

**附 則**（平成18年3月24日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項第1号アの改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に50歳以上である者の市営住宅の入居者資格については、この条例による改正後の奈良市営住宅条例第6条第1項第1号アの規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年12月17日条例第54号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項第1号オの改正規定は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市営住宅条例第6条第1項（同項第1号オに係る部分に限る。）の規定は、平成20年4月1日から適用する。

（奈良市改良住宅条例の一部改正）

- 2 奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（奈良市コミュニティ住宅条例の一部改正）

- 3 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

**附 則**（平成21年 3 月31日条例第23号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成23年12月21日条例第41号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 1 項第 1 号イの改正規定は、公布の日から施行する。

（奈良市改良住宅条例の一部改正）

- 2 奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（奈良市コミュニティ住宅条例の一部改正）

- 3 奈良市コミュニティ住宅条例（平成 4 年奈良市条例第15号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

**附 則**（平成24年12月26日条例第69号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成18年 4 月 1 日前に市営住宅の入居者が50歳以上である者であり、かつ、同居者のいずれもが平成18年 4 月 1 日前に50歳以上又は18歳未満の者である場合における奈良市営住宅条例第 6 条第 1 項第 2 号に規定する収入の基準については、この条例による改正後の奈良市営住宅条例第 6 条第 1 項第 2 号ア(エ)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成26年 7 月 2 日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条第 1 項第 1 号オの改正規定は、平成26年10月 1 日から施行する。

**附 則**（平成27年 7 月 6 日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 8 月 1 日から施行する。ただし、第12条、第20条の 2 から第20条の 4 まで及び別表の 2 の表の改正規定は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の奈良市営住宅条例（以下「旧条例」という。）別表の 2 の表の共同施

設については、平成28年3月31日までの間は、この条例による改正後の奈良市営住宅条例（以下「新条例」という。）第38条の2の2から第38条の4の10まで及び第51条の規定は適用せず、旧条例第38条の2の2から第38条の4までの規定は、なおその効力を有する。

3 新条例別表の2の表の共同施設については、新条例第38条の4の規定による平成28年4月1日以後の使用に係る駐車場の使用の決定に関し必要な手続その他の行為は、前2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日以前においても、新条例の例によりすることができる。

**附 則**（平成30年3月30日条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成30年7月3日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

**附 則**（令和元年12月26日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に利息が生じた場合におけるその利息を生ずべき近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に係る利率については、この条例による改正後の奈良市営住宅条例第38条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**別表**（第3条・第38条の2の2関係）

1 市営住宅

名称	位置
第2号市営住宅	奈良市川上町
第3号市営住宅	奈良市法蓮町
第4号市営住宅	奈良市般若寺町
第5号市営住宅	奈良市大安寺一丁目
第6号市営住宅	奈良市法華寺町
第7号市営住宅	奈良市富雄元町四丁目
第9号市営住宅	奈良市東紀寺町三丁目
第10号市営住宅	奈良市古市町



第11号市営住宅	奈良市杏町及び西九条町三丁目
第12号市営住宅	奈良市横井一丁目、横井二丁目及び横井五丁目
第13号市営住宅	奈良市八条一丁目
第14号市営住宅	奈良市南紀寺町三丁目
第18号市営住宅	奈良市六条西一丁目
第19号市営住宅	奈良市紀寺町
第20号市営住宅	奈良市松陽台一丁目
第21号市営住宅	奈良市油阪町
第22号市営住宅	奈良市藺生町
第23号市営住宅	奈良市針町

## 2 共同施設

名称	位置
第2号市営住宅集会所	奈良市川上町
第2号市営住宅（第2—第9）児童遊園	
第2号市営住宅駐車場	
第3号市営住宅集会所	奈良市法蓮町
第3号市営住宅（第1・第2）児童遊園	
第3号市営住宅駐車場	
第4号市営住宅集会所	奈良市般若寺町
第4号市営住宅児童遊園	
第4号市営住宅駐車場	
第5号市営住宅集会所	奈良市大安寺一丁目
第5号市営住宅児童遊園	
第5号市営住宅駐車場	
第7号市営住宅集会所	奈良市富雄元町四丁目
第7号市営住宅児童遊園	
第9号市営住宅集会所	奈良市東紀寺町三丁目
第9号市営住宅シルバーハウジング生活相談所	
第9号市営住宅駐車場	

第10号市営住宅（第1—第11）児童遊園	奈良市古市町
第11号市営住宅（第1・第2）児童遊園	奈良市杏町
第12号市営住宅集会所	奈良市横井一丁目
第12号市営住宅（第1—第4）児童遊園	奈良市横井一丁目、横井二丁目及び横井五丁目
第13号市営住宅児童遊園	奈良市八条一丁目
第14号市営住宅集会所	奈良市南紀寺町三丁目
第14号市営住宅駐車場	
第18号市営住宅集会所	奈良市六条西一丁目
第18号市営住宅（第1・第2）児童遊園	
第18号市営住宅駐車場	
第19号市営住宅児童遊園	奈良市紀寺町
第19号市営住宅駐車場	
第20号市営住宅集会所	奈良市松陽台一丁目
第20号市営住宅（第1—第4）児童遊園	
第20号市営住宅駐車場	
第21号市営住宅児童遊園	奈良市油阪町
第21号市営住宅駐車場	奈良市油阪町及び西之阪町